

金文通解

韓伯豐鼎

佐藤信弥

キーワード 西周金文 土地の占有 御史 内史 卿事

二〇〇七年修訂増補本)

器名 韓伯方鼎(銘図)、沈培、軼伯豐鼎(単育辰)、韓伯方鼎(董珊、劉源)

銘図 吳鎮烽編『商周青銅器銘文暨図像集成』(上海古籍出版社、二〇一二年)

銘統 吳鎮烽編『商周青銅器銘文暨図像集成統編』(上海古籍出版社、二〇一六年)

出土・収蔵 某収蔵家(銘図)。非発掘器である。

考釈

時代

西周早期(銘図)、西周中期(李学勤)、昭穆の際(董珊)、昭王あるいは昭穆の際(劉源)

沈培「西周金文「宕」字釈義重探」(李宗焜主編『中央研究院第四届

国際漢学会議論文集 出土材料与新視野』、中央研究院、二〇一三年)

※本銘文について、沈氏自身の意見とともに審査人(董珊によると陳剣)の意見も引用している。

著録

銘図 2126 に銘文写真を掲載。
董珊に董珊自身による銘文模本を掲載。

謝明文「積西周金文中的“垣”字」(『中国文字学報』第六輯、二〇一五年

年。後に『商周文字論集』、上海古籍出版社、二〇一七年に収録)

李学勤「一篇記述土地転讓的西周金文論」(『故宮博物院院刊』二〇一五年第五期)

著録等略称

集成 中国社会科学院考古研究所編『殷周金文集成』(中華書局、

単育辰「軼伯豐鼎考」(『歴史語言学研究』第一〇輯、商務印書館、

二〇一六年)

王寧「孰伯豊鼎銘文再読」(簡帛論壇二〇一七年三月一日、<http://www.bsm.org.cn/forum/forum.php?mod=viewthread&tid=3450&extra=page%3D1>)

董珊「韓伯豊鼎銘文新論」(楊榮祥・胡敕瑞主編『源遠長流—漢字國際學術研討會暨 AEARU 第三屆漢字文化研討會論文集』、北京大學出版社、二〇一七年)

劉源「從韓伯豊鼎銘文看西周貴族政體運作機制」(『史學集刊』二〇一八年第三期)

器制

長方体で、縁が狭く方唇。口縁上に一對の立耳がある。平底で四本の柱足がある。四隅に扉棱がある。四壁にそれぞれ二つの陰線の雲紋があり、足の上部に獸面紋がある。通高18cm、口部の横幅12.3cm、口部の縦幅9.5cm、腹深6.8cm。(銘図)



韓伯豊鼎 器影 (銘図)



韓伯豊鼎 器壁紋様線図 (董珊)

銘文

内壁部に六行五一字。銘文は上半部が側面、下半部が底面に鑄込まれている。

隹(唯) 十月既生霸甲辰、才(在)

成周、寗(御) 史至、以茲令(命) 曰、

「内史曰、『告辮(韓) 白(伯)、馭(嗟)、白(伯) 氏

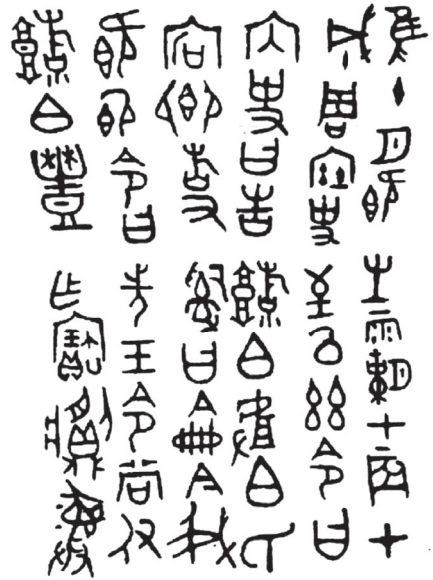
宕。』卿旻(事) 鬲(司) 曰、『命(論)』。今我

既即令(命)、曰、『先王令(命) 尚付。』

辮(韓) 白(伯) 豊(豊) 乍(作) 寶鼎(肆) 彝。



銘文写真（銘図）



銘文模本（董珊）

銘文考釈

単育辰が指摘するように、本銘は計五一文字という比較的短い文章ながら、宥（御）史・内史といった複数の人の発言が圧縮して詰め込まれ、その発言の区切りが明確ではなく、かつ詳細な事情が省略されているようで、釈読に困難を来すものとなっている。本銘が記す内容も諸家の理解はバラバラである。各文句の釈読に入る前に、それぞれ本銘の内容をどうとらえているかという概要を挙げておきたい。

沈培は銘中の「宥」字の解釈をもとに、本銘を土地の移譲に関するものととらえているようである。李学勤は、王朝の土地を作者韓伯豊に移譲したことを記録する銘文と見ている。単育辰は、韓伯豊への周王あるいは高官からの命の伝達を記録したものとする。王寧は、伯氏が韓伯豊に何かを引き渡さなかったことにより、韓伯豊が伯氏を官司に訴えて勝訴したことを記録したものとする。董珊は、韓伯豊の卿士への冊命を記録したものとする。劉源は、韓伯豊と馭伯との土地の分割を記録したものとする。

佳（唯）十月既生霸甲辰、才（在）成周、宥（御）史至、以茲令（命）曰、

「佳（唯）十月既生霸甲辰」は、おそらくは以下に見える「宥史」が到来した日付。あるいは王が成周に所在した日付かもしれない。
「才（在）成周」は、李学勤は作者の韓伯豊が成周に所在したことを指すとする。単育辰は、王あるいは韓伯豊が成周に所在したと見

る。董珊は、成周は韓伯豊の所在を指し、宥史は宗周あるいは成周から韓伯豊のもとに到来したとする。劉源は、成周は王の所在を示すとする。金文の通例から、これは王の所在を指すと見ておく。

「宥史」は、李学勤は、宥地の史官と見る。宥地とは殷代甲骨文に見える田獵地の「宥」にあたり、韓伯豊の采邑であり、すなわち韓伯豊の史官であるとする。劉源も「宥史」を宥地の史官であるとする。ただ、その所在については、韓伯・叔伯が分割のために測量した土地はおそらく宥地にあり、宥史は地方の史官として本銘の下文に見える中央の内史の命を取り次いだり報告する立場にあったとしたりうえで、宥史が内史の管轄を受けていることから、宥地は西周の内服の地に違いないとする。「宥史」が在地の史官あるいは韓伯豊の史官であるならば、金文の通例から見て「宥人史」とか「韓伯豊史」といった表記になるのではないかと思われる。单育辰は、「宥史」を「御史」と読むとする。「宥」字と「御」字はともに「午」によって声を得ており、また「御史」は御史競簋(集成434~435 西周早期)などに「知史」として見えると指摘する。取り敢えずこのように見ておくのがよいであろう。董珊も「宥史」は御史であるとし、かつ本銘の下文に見える内史の属官であるとする。

「以茲令(命) 曰」については、李学勤は「以」字は「与」と訓じ、現代語の「帶來」の意味であるとする。「宥(御) 史至、以茲令(命) 曰」は宥史が到来し、命をもたらしたということになり、「曰」以下がその命の内容ということになる。李学勤のように、おおむね宥(御)史が成周に所在する韓伯豊のもとに命をもたらし、その命の内容は、

銘文下文の「内史曰」から「先王令(命) 尚付」までとする。单育辰も同様に、御史のもたらした命は「先王令(命) 尚付」までとしつつも、本銘の積読上の難点は発言者が多く、引用の言葉が煩雑なことにあるとし、御史の言葉の中に更に複数人の発言が混じっていると言う。

董珊は、御史がもたらした内史の命の内容は、「鬲(司) 曰(述) 命(論)」までとする。董氏のみ御史の言葉の終点が異なる。劉源は、御史のもたらした命書の内容が「内史曰」から「先王命尚付」までとしつつも、「宥(御) 史至、以茲令(命) 曰」は韓伯豊への命の伝達を指すと同時に、御史が任務を終えた後に成周で王に復命を行ったことも指しているとする。御史あるいは銘文下文に登場する内史、卿事の発言の範囲がどこまでなのかは判断が難しい。御史のもたらした命の区切りは、下文の「今我既即令(命)、 曰」の部分で改めて検討したい。

なお王寧は「至(到) 茲令(命)」と区切り、「到命」は古書に習見し、この命令を伝達するの意であるとするが、西周金文ではこうした用法が見えず、「宥(御) 史至」の区切りの方が自然である。

この部分は、十月既生霸甲申の日、王が成周に所在する時に、王のもとから韓伯豊のもとへと御史が派遣され、王命が伝えられたことを言う。

「内史曰、『告籛(韓) 白(伯)、 叔(嗟)、 白(伯) 氏右。』」

「内史」は、李学勤は宗周の王朝の史官であるとする。西周中期以後の冊命金文の中で冊命の執行に関わる史官として多く見える。李氏

は、内史が伝達したのは周王の命令であるとし、内史の言葉が銘文下文の「先王令（命）尚付」までであると見ている。单育辰も内史の発言は「告軌伯」から「先王令（命）尚付」までとする。一方、董珊は「副（司）曰（述）命（論）」までとし、劉源は、内史の言葉は「告轡（韓）白（伯）・轡白（伯）氏宕」までであるとするとする。内史の言葉の区切りは、さしあたり次の卿事の言葉と切り替わる「白（伯）氏宕」までと見ておくことにする。

内史の言葉の始まりとなる「告轡（韓）白（伯）」の「轡」字については、謝明文が以下のように考証している。「轡」字は「章」に従い「軌」声の字である。その右旁は「旗杆」の「杆」の表意初文で、「放」の中間に圏形の指示符号を付加し、旗杆の所在を示した形となっている。金文で「轡」字が「城」字として用いられるように、「章」旁と「土」旁とは互換される。また『列子』仲尼の「韓檀」が『莊子』天下で「桓團」となっているように、「軌」声の字は「巨」声の字と通用する。「轡」字は「城垣」の「垣」の古字である。東周金文では「軌」字は「韓」として用いられており、本銘の「垣伯」は「韓伯」と読むべきである。「韓」は『左伝』僖公二十四年「邢・晉・應・韓、武之穆也」【邢・晉・應・韓は、武の穆なり】に武王の後として見える西周の韓国であるとする。单育辰などもこの説を採っており、本稿でも「轡」字を「韓」字と読んでおく。

「馭」字は、单育辰は「嗟」と読み、董珊も感嘆詞の「嗟」であるとする。銘図の釈文も感嘆詞と見ているようである。ただ、李学勤は「徂」と読み、『詩経』小雅・四月の鄭箋の「猶始也。」【猶お始のごと

きなり】という訓詁を採る。「はじめ」とか「当初」の意で解しているようである。王寧は「昨」と読んで「昨日」の意、あるいは時間詞の「昔」と読むとする。劉源は馭吾妊簋（銘図4685 西周晚期）に氏名としての例があり、また黄組卜辞に馭方があることにより、「馭伯」とつなげて読んで人名とし、「轡（韓）白（伯）・轡白（伯）氏」で韓伯と馭伯の二氏の意とする。「馭」字は西周金文で感嘆詞として常見のものであり、また泉彘卣（集成5419～5420 西周中期）に「王令（命）彘曰、『馭（嗟）、淮戸（夷）敢伐内國。』」「王、彘に命じて曰く、「嗟、淮夷敢えて内國を伐つ。」とあるように、本銘と同様に発語の詞となっているものもある。発語の感嘆詞と見るべきである。

「白（伯）氏」は、李学勤・董珊は作器者韓伯豊を指すとするが、单育辰は韓伯以外の高官を指し、これは本銘で御史・内史が名を称していないのと同様であると言う。王寧も韓伯豊とは別人でその訴訟相手であるとするとする。内史の発言中での呼称であるから、韓伯豊を指しているとも特にならずに不自然ではない。韓伯豊を指すと見えておく。「韓伯」とは、韓侯の太子、あるいはその分族を指しているのかもしれない。「宕」字については、沈培が西周金文中の「宕」字の用法を詳細に分析している。沈氏は当初、「宕」字には「忖度」「度量」の「度」の意味としての用法、「書」と読んで土地の登録や人口の登記を意味する用法、「右伐」と連用して「格闘」の「格」と読み、「撃」の意味となる用法の三種があるとした。一族間での「僕庸土田」の分配について記録した琯生諸器にも、以下のように「宕」字の用例が見られ、沈氏は当初これを二番目の「書」と読む用法であると解した。

五年琿生簋（集成 4292 西周晚期）

公宥其參、女（汝）則宥其貳、公宥其貳、女（汝）則宥其一。

【公、其の參を宥むれば、汝は則ち其の貳を宥め、公、其の貳を宥むれば、汝は則ち其の一を宥めよ。】

五年琿生尊（銘図 11816～11817 西周晚期）

余宥其參、女（汝）宥其貳。

【余、其の參を宥むれば、汝は其の貳を宥めよ。】

しかし審査人（陳劍）による、琿生諸器と本銘の「宥」字とは同一の用法ではないかという指摘を承け、「補記」において、李学勤「琿生諸器銘文聯読研究」（『文物』二〇〇七年第八期）の説を参照して「度」と読み、「度地計衆」（僕庸や土田を計量する）の意であると説を改めている。韓伯豊は「度地計衆」を行った後、上司の法による論決（銘文後文の「侖（論）」を経て、その後によくこれらの「地」と「衆」を得たという解釈である。また陳劍は、本銘の「宥」字が銘文後文の「侖（論）」字、「付」字と連携しているとも指摘している。李学勤はやはり「宥」は「度」と読み、「度量」の意とし、土地の分配や移譲には土地の測量が必要となると指摘する。「馭（祖）白（伯）氏宥」は、過去に器主が土地を測量した時ということであるとする。劉源も李氏の説を参照し、「宥」字を「度」と読み、度量と訓じて土地を測量することを指すとす。

单育辰・王寧・董珊は異なった解釈を採る。单育辰は、「宥」字を「託」と読む。「宥」は禪紐鐸部、「託」は透紐鐸部で音通するとし、「託」

は寄託・交付の意味とする。下の句とつなげ、「伯氏託卿旻（事）酌（辭）」で高官の伯氏が書面あるいは口頭で卿士に言付けしたの意であるとす。王寧は「託」と読む説など单育辰の釈読を参照し、「伯氏託卿旻（事）酌（辭）」曰で訴訟相手の伯氏が卿士に言付けして言ったの意とする。王氏はこの文に現れる内史が裁判の裁決を行ったと見ている。董珊は、「伯氏宥卿旻」で一句とする。「宥」は「居」と読み、「占拠」「占有」の意とする。「宥」は「石」声に従い、清華簡『金縢』では、周公の居東を「周公石東三年」と表記するのをその根拠とする。そして下文の「卿旻（事）」とつなげて「伯氏居卿士」と読み、韓伯豊が卿士の地位にあることを言うとする（董氏のこの句の解釈については下文でも触れる）。

「宥」字を土地の分配と関連付けて読むのであれば、琿生諸器に関しては「度地計衆」「度量」の意味で読むには無理がある。董珊は林澧「琿生三器新釈（中）」（復旦大学出土文献与古文字研究中心網 2008年1月1日、<http://www.gwz.fudan.edu.cn/Web/Show/285>）の説を参照し、琿生諸器の「宥」字を「居」と読み、「拠」と訓じている。琿生諸器に関しては「占拠」「占有」の意に解した方が文意は通りやすい。琿生諸器の「宥」字が土地を占有することを指すとすれば、本銘の「宥」字についても同様に解釈してもよいであろう。あるいは本銘の「宥」字は、定紐鐸部の「宅」と通用するのかもしれない。この部分は、内史が御史に言付けして韓伯に土地の占有を認可したことを言う。

卿旒(事) 嗣(司) 曰、『命(論)』。

内史自身の言葉はここで一旦終わり、「卿旒(事)」の言葉に移る。「卿旒(事)」は『左伝』等に見える「卿士」に比定されるのが一般的である。金文では、本銘のほか殷金文の小子盂盥(集成3904 殷)に「乙未、卿事易(賜) 小子盂貝二百。」【乙未、卿事、小子盂に貝二百を賜う。】そして西周金文の槐簋(銘統453~454 西周中期後段)に「佳(唯) 正月初吉丁亥、王才(在) 宗周、各(格) 于大室、卿事内(入) 右槐、命乍(作) 典(册) 尹册命槐曰、……」【唯れ正月初吉丁亥、王宗周に在り、大室に格る、卿事入りて槐を右け、作册尹に命じて槐に册命せしめて曰く、……】と、「卿事」が単独で見える一方で、「卿事寮」、すなわち執政機関の形でも登場する。

李学勤は「卿旒(事) 嗣(司)」を「卿事・司」と区切り、「司」を「有司」の意とする。卿事は韓伯豊が土地を測量する際に名義上それを監督した官であり、司(有司) は現地で実際に観察した官であるとす。「命(論)」とは『説文解字』に「議也。」【議なり。】とあり、再度論議せよということである。この時点では韓伯豊が測量した土地の移譲はまだ裁可されておらず、韓伯豊には帰属していないことを指すとする。

单育辰は、「命」は卿士の名であるとす。銘文の下の句とつなげ、高官伯氏の卿事に対する言葉の中で「命、今我既即令(命)」と、名前を呼びかけていると解しているのである。王寧は、「命」字を「論」と読み、判決の意とする。

董珊は、前述のように「伯氏居卿士」と読み、韓伯豊が卿士の地位にあることを言うとする。董氏は本銘を韓伯豊の卿士への册命を記録したものとしているわけである。ただ、卿士は位あるいは等級を示す集合称谓であり、具体的な官名ではないとする。「嗣」は「主る」の意とし、「曰命」は韓伯豊が司る対象であるとする。「命」字は「論」と読む。「曰」字は「適」に通じ、『爾雅』積言二「律、適、述也。」【律、適は、述なり。】の『經典積文』に「適、古述字。」【適は、古の述字。】とあり、『説文』に「述、循也。」【述は、循なり。】とあるのを参照し、たうえて、「曰命」は「述論」と読み、その秩序に循って論列するの意味であるとす。韓伯豊は卿士の位に居り、その職務は道を論じて王を佐けることであることを言うとする。

劉源は、「卿旒(事) 嗣(司)」は「卿事・(有) 司」と並列で読むのではなく、「卿事の司」と読み、すなわち卿事寮の諸有司、王朝の三有司等の執政大臣を指すのではないかとす。具体的には、公以下の司馬・司土・司工等の大臣で、おそらく大師も含んでいるとする。「卿事の司」の言葉は「命(論)」のみであり、既に論じた、執行が終わったの意とする。

「嗣」は、董珊の言うようにここでは卿事の行為として動詞と見ておく方がよいであろう。「命」字は西周金文では本銘が初出となる。劉源の言うように、既に論じたの意と解しておく。卿事の発言はこの一字のみである。この部分は、銘文上文の内史の言葉を承け、卿事が韓伯豊への土地の付与のことを管轄し、関係する官員とともに論定、論決したということである。銘文冒頭で御史が韓伯にもたらした「茲

の命」の中には、内史とともに卿事の決定も含まれているのであろう。

今我既即令（命）、曰、『先王令（命）尚付。』

沈培の審査人（陳劍）は「即令（命）」の「令（命）」字の下に重文符号を付しているが、董珊はこれを否定する。「即令（命）」は、いずれも「就命」と訓じ、李学勤、单育辰は命を受けるの意味であるとし、王寧は命令に服従する、すなわち内史の下した判決に従うの意とする。董珊は上任（就任、赴任）の意とする。劉源は、「命」は先王の命であり、内史の記録を経て、かつ卿事寮の三有司が討論決定した命書の形をとり、「即令（命）」とは寝史が王朝の命を受け取って寝地に伝達したことを言うと、少々ひねった解釈をしている。

下引の用例を参照すると、受命の意味で問題なさそうである（引用文のゴシックの部分）。特に永孟の場合は「即令（命）」が「出卒（厥）令（命）」と対になっており、「命を受ける」という解釈が適切であることを示している。

永孟（集成 10322 西周中期）

隹（唯）十又二年、初吉丁卯、益公内（入）即令（命）于天子。

公廼出卒（厥）令（命）、易（賜）畀師永卒（厥）田陰易（陽）洛、

彊（疆）眾師俗父田。卒（厥）眾公出卒（厥）令（命）、井（邢）

白（伯）・燮（榮）白（伯）・尹氏・師俗父・趙（遣）中（仲）。

公廼令（命）酉（鄭）嗣（司）社（徒）函父・周人嗣（司）工（空）

眉・攷史・師氏・邑人奎父・畢人師同、付永卒（厥）田。卒（厥）達（率）履卒（厥）彊（疆）宋句。……

【唯れ十又二年、初吉丁卯、益公、入りて命に天子に即く。公、廼ち厥の命を出し、師永に厥の田を陰陽洛に賜^{たま}り、疆は師俗父の田に眾ぶ。厥の公と厥の命を出すは、邢伯・榮伯・尹氏・師俗父・遣仲なり。公、廼ち鄭の司徒函父・周人の司空眉・攷史・師氏・邑人奎父・畢人師同に命じて、永に厥の田を付せしむ。厥の率いて厥の疆を履むは宋句なり。……】

免簋（集成 2940 西周中期）

隹（唯）十又二月初吉、王才（在）周、味喪（爽）、王各（格）

于大廟。井（邢）弔（叔）有（右）免、即令（命）。王受（授）

乍（作）册尹者（書）、卑（俾）册令（命）免、曰、……

【唯れ十又二月初吉、王、周に在り、味喪、王、大廟に格る。

邢叔、免を右け、命に即かしむ。王、作册尹に書を授け、免に册

命せしめて、曰く、……】

趙簋（集成 2966 西周中期）

唯三月、王才（在）宗周、戊寅、王各（格）于大朝（廟）。密

叔右趙、即立（位）、内史即命。王若曰、……

【唯れ三月、王、宗周に在り、戊寅、王、大廟に格る。密叔、

趙を右けて、位に即かしめ、内史、命に即かしむ。王若く曰く、

……】

その命に即いた者、「今我既即令（命）」の「我」が誰を指すのかが

問題となる。李学勤は内史を指すとし、この句は内史が既に周王のも
とから命を受けたということであるとす。单育辰は、「我」が高官
の伯氏を指し、卿士の命に対して、伯氏が周王あるいは別の高官から
命を受けたことを言うとする。王寧は敗訴した伯氏を指すとし、前文
の「命（論）」、すなわち内史の判決が下ったことを承け、伯氏が判決
に従うことを言うとする。董珊は、「我」は韓伯豊を指すが、ただし
これは一人称複数であり、冊命を受けた韓伯が赴任の際に帯同する一
族徒属も含めて言っているとす。⑥劉源は、「我」は寀史を指すと
する。

上の用例に見るように、「即令（命）」は、冊命の受命者など最終的
に命や賜与を受ける者が能動的に行う行為というよりは、「益公」の
ような執政にあたる者、「内史」のような史官など、王命を仲介・通
達する者が行う、あるいは受命者に行わせる行為を指す傾向がある。
これを踏まえると、「我」というのはおそらく最終的な受命者である
韓伯豊ではなく、この命を仲介・通達する御史を指し、「先王令（命）
尚付」も御史の発言である可能性が高いということになる。御史のも
たらした命の区切りについてもここまでということになる。そうであ
るならば、御史が韓伯豊に対して「茲の命を以て」宣告しているのは、
永孟における「厥の命を出」す行為に相当するということになるであ
ろう。

「先王令（命）尚付」は、李学勤は、「先王の命」は土地を韓伯豊に
与えるという先王の命であるとす。「尚」は命令の副詞であり、金
文中ではしばしば「付」という動詞をもって土地の給付が表されるこ

とから、「尚付」は土地を韓伯豊に与えよという指令であると言うの
である。单育辰は、「尚」字は「當」と読むとする。「當」字は「尚」
によって声を得ており、「应当」「應該」の意味であるとす。王寧は
これを判決の内容であると理解し、「先王令（命）、尚（當）付」と区
切り、先王の法令に基づき、伯氏は約束のものを韓伯豊に引き渡すべ
きの意であるとする。

董珊は、「尚」字は「庶幾」「願意」の意味の語気詞とする。「付」
字は『説文』に「與」と訓じ、『広雅』釈詁三に「付、予也」【付は、
予なり。】とあり、給予、兌付の意とする。「先王令（命）尚付」は目
的語を前置したもので、かつその主語が省略されているとする。「こ
い願わくば先王（すなわち昭王）の遺命が実現されんことを」「先王
の遺命を満足させることができるように」の意であり、「先王の命」
とは具体的には韓伯豊を周王の卿士に冊命することを指すとする。劉
源は、「先王令（命）尚（當）付」が上述の命書の内容であるとす。
「尚」字は「當」と読む。内史の報告を経て、王朝の卿事寮の三有司
が裁定した後に、先王が命令して韓伯豊に土地を付与したことを言う。
韓伯・叔伯の土地分割に関する命書は、先王（おそらく昭王）の在位
時に既に完成していたが、寀史が任務を終え、成周に帰還して復命し
た際には、新王（おそらく穆王）が既に即位していたと見る。

金文中の「付」字は、たとえば上引の永孟や下引の呉虎鼎に見える
ように、確かに③李学勤の指摘通り土地の付与を示す動詞として用い
られることが多い（引用文のゴシックの部分）。本銘で「先王の命」
が問題とされているのも、呉虎鼎で「厲王の命」が再確認されている

のと類似の事情であったかもしれない。

吳虎鼎（銘図 246 西周晩期）

隹（唯）十又八年十又三月、既生霸丙戌、王才（在）周康宮俾（夷）宮、道入右吳虎。王令（命）善（膳）夫豊生・嗣（司）工（空）雝（雍）毅、醢（申）刺（厲）王令（命）、取吳益舊彊（彊）、付吳虎。厥北彊（彊）涵人眾彊（彊）、厥東彊（彊）官人眾彊（彊）、厥南彊（彊）畢人眾彊（彊）、厥西彊（彊）、莽姜眾彊（彊）。厥豊（俱）履封、豊生・雝（雍）毅・伯道・内（芮）嗣（司）土（徒）寺奉。……

【唯十又八年十又三月、既生霸丙戌、王、周の康宮夷宮に在り、道、入りて吳虎を右く。王、膳夫豊生・司空雍毅に命じて、厲王の命を申ね、吳益の舊彊を取り、吳虎に付せしむ。その北彊は涵人眾に彊し、その東彊は官人眾に彊し、その南彊は畢人眾に彊し、その西彊は莽姜眾に彊す。その俱に封を履むは、豊生・雍毅・伯道・芮司徒寺奉。……】

ただ、本銘の場合は「付」の直接の対象となっているのはあくまでも「先王の命」であり、具体的な土地ではない。あるいは「先王の命もてなお土地を付与せよ」と解した方がよいかもされない。「尚」字は、ここでは単純に「なお」「まだ」と読んでおく。「先王令（命）尚付」は、先王の命はなお有効であり、執行されるといふような意味合いである。「先王の命」の具体的な内容について触れないのは、「先王の命」がな

お有効であり、執行されると裁可されたこと自体が記録に残すべき重要事項であると認識されていたからであろう。

この部分は、御史が韓伯豊に対して、既に王命を受け、先王の命が今なお有効であり、執行されると宣告したことを言う。

斲（韓）白（伯）豊（豊）乍（作）寶罍（肆）彝。

この部分は韓伯豊が本器を作成したという作器のことを記す。「豊（豊）」は韓伯の名であるが、董珊は、この字の原形は二木に従っており、「豊」字の異体であると指摘する。「寶罍（肆）彝」の「罍」字については、董珊は陳劍「甲骨金文旧積」『殷周書』之字及相關諸字新釈（『出土文献与古文字研究』第二輯、復旦大学出版社、二〇〇八年）を参照し、「肆」と読み、「寶罍（肆）彝」を、祭品を陳列する罍と解している。

訓読

唯れ十月既生霸甲辰、成周に在り、御史至り、茲の命を以て曰く、「内史曰く、『韓伯に告ぐ、嗟、伯氏宥めよ』と。卿事司りて曰く、『論ぜり』と。今我れ既に命に即きて、曰く、『先王の命、尚お付せり』と。韓伯豊、寶肆彝を作る。

現代語訳

十月既生霸甲申の日、（王は）成周に所在していた。御史が（韓伯豊のもとに）到来し、この命をもたらし言うには、「内史は言われた、

『韓伯に告ぐ、ああ、(土地を) 占拠してもよい。』卿事が(このことを) 管轄して言われた、『(既に) 裁可した。』今私(御史) が(王) 命を受けて宣告する。『先王の命はなお執行される。』韓伯豊は祭品を陳列するための器を作った。

本銘は単育辰が指摘するように、御史の発言の中に内史・卿事といった複数人の発言が入れ込まれており、かつ詳細な事情がおそらくは省略・圧縮されていることにより、内容が極めてつかみにくいものとなっている。しかしその銘文の形式が、冊命金文のような形で長文化する直前の形態をとどめたものと評価される。本銘の形式については、別稿で改めて検討することにした。

(立命館大学白川静記念東洋文字文化研究所 客員研究員)

